

～台風15号で住宅が被災した方へ～

支援制度のご案内

り災証明により半壊又は一部損壊と判定された住宅を復旧する場合、被災住宅復旧緊急支援事業の支援を受けることができます。

被災住宅復旧緊急支援事業の概要

- ◎対象工事 日常生活に最低限必要な部分の工事
例…被災した住宅の屋根や外壁等（復旧工事に要する費用が10万円以上の工事であること）
- ◎支援額 工事費の20%（最大50万円）

手続きの流れ

- ①申請 申請書とあわせて、次の書類を提出してください。
（1）被害のわかる写真 （2）り災証明書（写しでも可） （3）資力に係る申出書※
※自らで修理することが困難である理由を申し出る書類です。収入を証する書類等の添付は不要です。
- ②見積書提出 修理業者に次の書類を作成してもらい、提出してください。
（1）見積書 （2）耐震性の向上等に資する工事であることの確認書※
※応急修理の場合は不要です。
- ③工事契約 修理業者と契約し、工事に着手してください。

※制度の概要、手続きの流れ、申請書類等について不明な点はお問い合わせください。

■問合せ 役場総務課 ☎029-885-0340（内線204）

議会報告会を開催します

2月15日(土) 午前10時～正午
みほふれ愛プラザ2階研修室



美浦村議会では、平成27年6月に制定した美浦村議会基本条例に基づき、「住民に開かれた議会」「住民参加を促進する議会」「住民に身近な信頼される議会」の実現を目指し、議会活性化に向けた取り組みを進めています。

このたび、最近の村の事業や議会改革の取り組みをご報告させていただくとともに、広く村民の皆さんの貴重なご意見を頂戴し、今後の議会活動に反映させるため、「議会報告会」を開催します。

議会報告会 の概要

- ◎常任委員会からの報告
- ◎議会に関する意見交換会
- ※調査等が必要な質問については、事前に事務局までお知らせください。
- ※参加については、事前の申し込みは不要です。

多くの皆さんの参加を
お待ちしております



■問合せ 議会事務局 ☎029-885-0340（内線301・302）